

お知らせ
菊池寺子屋の公開日

29年度も菊池省三氏に教育特使を委嘱し「菊池学園」を継続・拡充していきます。そのなか「菊池寺子屋」を次の日程で開催します。町内にお住まいの方ならどなたでも傍聴できます。なお、テーマ及び時間は予定ですので、変更する場合があります。参加希望される場合は、事前に教育委員会までご連絡ください。

▼**日時** 4月4日(火)
▼**テーマ** 「学級スタート1週間の取組」

▼**日時** 4月5日(水)
▼**テーマ** 「価値語について」

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

▼**日時** 4月27日(木)
▼**日時** 4月27日(木)

お知らせ
固定資産税課税台帳の縦覧について

納税者が所有する土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができず。

▼**縦覧期間**
4月3日(月)～
5月1日(月)
(土、日、祝日を除く)
8時30分～17時15分

▼**縦覧できる方**
納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

※土地・家屋を所有していても固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。なお、自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額を比較する目的以外は、縦覧できません。

▼**縦覧場所**
町民課
各総合支所住民福祉課

▼**記載事項**
土地・所在、地番、地目、地積、価額

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

▼**縦覧手数料**
種類、構造、床面積、価額
無料

お知らせ
縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合はこのほかに委任状が必要です。

お知らせ
固定資産税課税台帳の閲覧について

納税義務者が所有する固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することができます。

この閲覧制度については、借地人・借家人などの賃借権などを有する方も対象ですが、借地人などである方についてはその賃借権などを有する土地について、借家人などである方についてはその賃借権などを有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を受けることができません。

▼**閲覧期間**
随時(土、日、祝日を除く)
8時30分～17時15分

▼**閲覧できる方**
納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人など

▼**閲覧場所**
町民課
各総合支所住民福祉課

▼**記載事項**
土地・所有者の氏名、所在、地番、地目、地積、価額など

▼**閲覧手数料**
有料300円
(ただし、納税義務者については縦覧期間中無料です。)

▼**閲覧に必要なもの**
納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

お知らせ
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の固定資産税減免申請について

生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月24日(月)までに減免申請書を町民課、各総合支所住民福祉課に提出してください。なお、先に納税された場合は減免の対象になりません。

▼**お問い合わせ**
町民課
☎893-1117

▼**お問い合わせ**
町民課
☎867-2300

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112

▼**お問い合わせ**
町民課
☎869-2112